

8月23日～29日 「こどもの人権相談」強化週間

# 学校や家、友だちのことで 悩んでいませんか

法務局は、子供の人権問題に関する電話相談を行っています。「こどもの人権相談」強化週間の期間中は時間を延長します。いじめ、虐待、体罰などで悩んでいる人や保護者は、一人で悩まず気軽にお電話ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

8月23日(水)～29日(火)は時間を延長

こどもの人権110番

携帯電話からも可・通話料無料

## ☎ 0120-007-110

午前8時半～午後7時 (土・日曜は午前10時～午後5時)

### 「つらいな、とおもったら」一人で悩まず相談を!

市のホームページのキッズサイト内に、いじめなどに悩む子供の相談方法や相談先などを掲載しています



### 「人権困りごと相談」をご利用ください

毎月第1・3木曜の午後1時～4時(受付は3時半まで。祝・休日を除く)に市民相談課(市役所本庁舎1階)で、人権擁護委員が相談に応じる「人権困りごと相談」を実施しています。ぜひご利用ください

問 人権平和推進課 (0798・35・3320) (HP) 63938319

介護の仕事しませんか?

相談のみ  
OK!

## 不安や疑問を解消! 介護就職相談&面接会

ハローワーク西宮は、事業所による就職相談と面接会を開催します。「興味はあるけど資格がない…」「未経験で不安…」という人も、事業所の担当者と気軽に話してみませんか。

【日時】9月7日(木)の午後1時半～3時半

要予約

【会場】ハローワーク西宮 【参加費】無料

※服装自由。面接希望者は履歴書(1社につき1通)を持参

問 ハローワーク西宮 (0798・22・8600)

※自動音声案内で「41#」を入力

受講者  
募集

## もう一度介護の仕事しませんか? 介護職再就職支援講習

市は、「介護職再就職支援講習」を開催します。復職を考えている人も、資格を持つ未経験の人も、ぜひこの機会にご利用ください。

日程(10月)	会場	講習内容
13日(金)	市民 会館	高齢者の尊厳、移動・移乗、車いす操作等
18日(水) 午後0時半～		衣服着脱、食事介助等
25日(水)		体位変換、排せつ、終末期の介護技術等

※受講料無料。定員あり。希望日のみの参加も可

【申込】ソラスト (06・6265・8555)

※月曜～金曜の午前9時～午後5時半。祝・休日を除く

問 福祉のまちづくり課 (0798・35・3135) (HP) 92070652

### ユネスコ活動紹介

## 広げよう 平和の心の輪

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」(ユネスコ憲章前文)。

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、国際交流、識字教育の援助、世界の自然・文化遺産の保存などの活動を行っています。



書き損じハガキで途上国の教育支援を!  
世界寺子屋運動にご協力ください

書き損じハガキ1枚で、ネパールでは鉛筆を5本、アフガニスタンではノートを買えることができ、14枚あればカンボジアで1人が1カ月学校に通うことができます。書き損じハガキがあれば、ぜひ西宮ユネスコ協会へお寄せください!

【送付先】〒662-8567六湛寺町10-3 西宮ユネスコ協会

### 西宮ユネスコ協会

民間ユネスコ活動団体として、昭和37年(1962年)に創設され、今年で61年を迎えます。教育委員会との共催事業など、地域に根差したさまざまな活動を行っています



#### ■ 活動内容

ユネスコ 世界児童画展	市内の園児や小学生が描いた絵と各国から送られてくる児童画を一堂に展示。来年3月19日(火)～24日(日)に市民ギャラリーで開催予定
チャリティーバザー	途上国の発展を支援するために実施。今年は12月3日(日)に夙川公民館で実施予定
国際理解講座	国際理解を深めるための講演会を西宮市国際交流協会、教育委員会と連携し、毎年開催

その他、会報誌の発行や研修見学会も実施

問 西宮ユネスコ協会 (0798・35・3868…地域学校協働課内)

あなたは  
大丈夫?

## オーラルフレイル



オーラルフレイルとは、噛む力や飲み込む力などの口の機能が低下した状態のことをいいます。チェックリストで確認しましょう。気になることがあれば歯科医院の受診を。

3つ以上は要注意! / オーラルフレイル チェックリスト

- 歯が20本より少ない
- 滑舌の低下がある
- 噛む力が弱くなった
- 舌の力が弱くなった
- お茶や汁物でむせる
- 口の乾きが気になる
- 半年前に比べ、硬いものが食べにくくなった

定期的に  
歯科健診の  
受診を

長寿歯科健康診査などで、オーラルフレイルのリスクがある人に  
口の機能改善に向けた支援の案内を送付します

問 健康増進課 (0798・26・3157)

## 消費生活 ガイド



トラブルにあったら  
消費生活センターに相談を。  
0798・64・0999

マルチ商法に関する相談が急増しています。特に、若年層からの相談が増えており、学生などへ注意を呼び掛けています。

扱われる商品として、最近では暗号資産(仮想通貨)や海外事業への投資などの「モノなしマルチ」が増えています。

友人、職場の同僚、SNSで知り合った人、マッチングアプリで出会った人など、誘ってくる人はさまざまです。「パーティー

急増中! 若者のマルチ商法被害

があるから一緒に行こう」「簡単にもうかる話がある」などと勧誘し、高額な入会金の支払いや商品を購入させます。借金をするケースも後を絶ちません。

友人などの誘いでも、不要ならさっぱり断りましょう。契約書面受領日から20日以内ならクーリング・オフができます。それを過ぎても中途解約できる場合があるので、消費生活センターにご相談ください。